

史料報

第 47 号
昭和62年 9 月

近代行政文書復元の事例と

文書資料の原形記録について

田 中 康 雄
(群馬県立文書館古文書課長)

一 近代行政文書の断片写真

最近、一寸びっくりしたことがあった。

ある重要文化財指定建物の保存修理工事報告書に、その建物の壁に塗りこめられてあった近代行政文書の断片が、ほとんどすべて(と思われるが)写真版として掲載されているのを知ったからである。

この建物というのは、もともと群馬県衛生所及び医学校として明治十一年に建てられたもので、現在は群馬県桐生市にある。

建築後間もなく明治十二年に衛生所は廃止され、続いて十四年に医学校が廃校となり、ごく僅かな期間で建物本来の役目を終わった。その後、昭和三年に山田郡相生村に払い下げられて、村役場として移築(現

在地)、転用され、さらに最近には相生公民館として使用されてきたものである。

昭和五十一年明治初期の擬洋風建築として重要文化財の指定をうけ、今回、五十九年から六十一年にかけて保存修理工事が行われたものである。工事完成後は、「桐生明治館」として保存されている。

ここで取り上げたいのはその修理工事報告書についてである。それは「重要文化財 旧群馬県衛生所保存修理工事報告書」「重要文化財 旧群馬県衛生所保存修理工事報告書 史料編」の二冊として刊行されているものである。

前者は本文二〇七頁、図版(主にコロタイプ)一一三頁、後者は本文二七三頁、いずれもA4判、本文で

目次

近代行政文書復元の一事例と文書資料の原形記録について 田中康雄……(1)
新田開発人の特権の消長―所蔵史料目録第四十五集の刊行によせて―森 安彦……(4)

史料所在調査報告……………(6)
補修の記録化……………原島陽一……(8)
「文書館学」研修会開催について……(10)
受贈図書……………(11)
彙報……………(16)

もほとんどの頁は、写真版か図表で埋め尽くされている。

ここで私が目を剝いたのは、「史料編」の中に、一六七頁にわたって収録されている文書断片の写真である。写真図版としては五〇〇枚。一枚の和紙に五、一〇点ずつ、少なくとも二、三、多ければ二〇点近くの断片を貼り、それを一枚の図版としている。断片全部では、四〇〇〇点を超えるであろう。断片の状態はどうかといえ、まず、単独で史料として使えるような代物ではない。かなりの細切れである。

これらの文書断片は、漆喰壁の下の地材の裏側に残っていて、それをはがして取り出したものである。

修理事業の担当者、桐生市教育委員会伊藤晋祐主任の話では、漆喰がからまった断片のひとつひとつを丁寧にはがし、和紙に貼っていったのだという。その作業に必要な根気の度合いは想像がつく。

この仕事を見たとき、反射的に考

古学の発掘調査でやっている土器片の水洗いと復元作業を連想した。そのセンスなくしては、この作業は実現しなかつたであろう。担当者は、考古学専攻者なのである。

文書断片を整理すること自体は、修理工事に必要な調査として欠かせないものとして、問題はそれを公刊するかどうかである。その評価は、慎重に行う必要があるが、歴史屋の一般的、印象的判断によれば、この場合それは否であろう。

数量的に膨大な近代文書であるという一般的な価値判断は別として、復元の達成度そのものが必ずしも高くない。断片同志を接続して原文書を再現できるほど残存状態が良いわけではなく、そこまでの作業は行っていない。またこれを材料として何か言えるかといえ、その決定力は必ずしも高くないように思う。断片文書の内容は、報告書史料編によれば、一徴兵令に関する事、二種痘に関する事、三戸籍関係の諸帳簿、

四施治・病状・死亡届関係、五売薬、諸売り届け関係、六その他の資料、のように整理されているが、いずれも衛生所・医学校やそれに関連した諸制度についての断片的事実を傍証するという域を大きくは脱することはできないように思われる。

以上は歴史研究の立場からみた判断である。

しかしながら、この例のように「報告書」として作成する場合は、また別の判断を要するよう思う。

途中改修を経た古い建物であるから、遡って建築当初の形状を明らかにし、これを記録に留めておくことは、本来の工事それ自体とともに大きな意味があり、報告書作成のもう一つの目的でもある。そういう観点で見れば、全点の掲載は、一定の意義があるであろう。

いかなる断片であっても、それを軽視することなく公平に扱うこと、これが史料取扱者の基本的態度であるとすれば、この修理工事における文書断片の処理については、我々からみても、これだけの手間と費用がかげられる立場についての羨望感を別にして、自然のこのように受け取れる。

二 文書資料原形の記録保存

ここで、この工事報告書を紹介したのは、単に興味をひかれたというだけではない。我々史料取扱者が、文書資料を調査したり、整理したりする場合の方法に関し、考えさせるものがあると思ったからである。

文書資料の原形を尊重し、それを保存しなければならぬということ、すでに指摘されているし、最近の文書館学の紹介の中でも、出所原則と共に、原秩序尊重の原則として、はつきりとした理論付けをもって唱えられている。

ここでは、目録編成の方法としてこの原則にもとづかなければならぬ、という所に主眼が置かれているようであるが、現物の文書自体についても、同じ考え方で取扱わなければならないことはいうまでもない。そう考えるとき、初発の調査・整理段階における取扱が非常に重要ということになる。初発の段階で原形を崩してしまつては、元も子もない。しかし実際に調査や整理の手を入れるということは、ある面では必ず原形変更を来さざるをえないということを意味する。原形、のうちに、保存されていた状況も含まれよう。極端な話、保存されていた所か

ら取り出して、新しく封筒や箱に入れ替えれば、それはもとの状態を失う。

我々が調査や整理を行う場合、いつもつきまとわれるのは、その間の矛盾感である。初なる形の文書資料を扱う機会に巡り合ったとき、いつまでもそのままの状態を残しておき、そこから種々な情報を得られる可能性を残しておきたいという、切実な感情にとらわれる。それにもかかわらず、整理は保存・利用の拡大をはかる基本的な作業である。

ただ、調査や整理に伴う原形消滅は、すべての面にわたるものではなく、必ず消滅してしまう部分、一定の手段を講じれば止められるもの、殆ど影響を受けない面など、いくつかの段階がある。従つて、最も問題にしなければならぬのは、第一の場合であつて総てのものではない。調査や整理を実行するとき、その行為自体が原形消滅につながる例として、埋蔵物の発掘調査をあげるこゝとができる。これは埋没の状態そのものが重要な情報であり、出土後の遺物が急速な化学的・物理的变化を来す場合があるという特徴をもち、問題としては非常に深刻である。とくに遺跡が消滅することを前提とし

た緊急発掘は、総ての情報を記録保存しなければならないという役割を負っている。従つて発掘調査には、こういう問題に対処するための種々な方法がとられる。文書調査、整理の場合にもある面では参考にできるものがあるのではなからうか。

対象物の化学的、物理的变化（劣化、破損）そのものに対しては、とにも対症療法的な対策をとればよいが、問題は、保存状況、埋蔵状況である。発掘調査の場合、第一に発掘過程における地形、地層や遺構、遺物の配置などの平面的、立体的測量という方法がある。

第二には、写真撮影がある。やはり遺跡の環境や、地層の断面（色彩記録の意味を含め）、建物の出土状況などについての撮影である。

この測定結果の図面と、撮影した写真版に、文章による記録を合わせ、三本柱によつて最終的な報告書が構成される。

この三つは独立した方法として考えられ、それぞれ完結性をもたせ、相互補完的に用いてはならないとされているという。これは、それぞれの方法による記録をより完全な形で得ることを目指した心構えという側面もあるかもしれないが、かなり明

確な方法的自覚であるといえよう。

さてこうみた場合、差し詰め直ぐに應用できると思われるものは、写真撮影であろう。これには、文書保存場所の環境を示す景観写真、保存されている建物、保存状態、収納状況、文書整理保管形態、個別文書の形状などが考えられる。所蔵者の顔写真や調査作業状況なども重要であるが、基本は、一度手をつけた場合、その状態が失われるようなケースである。これらは、場当たりに行うのではなく、方法的に確立しておく必要があるであろう。どういう場合に、何を、どういう狙いで撮るのか、枠組みを作っておくことである。それは、単に備忘的に撮るのではなく、現状が総て消滅しても、その写真によって目的としたものは復元できる、という覚悟をもって撮らなければ意味は薄いものとなる。

このような写真の撮り方を体系付けたものは、他の分野に於いても意外に少ないように思う。あったとしても写真技術に関する解説が主体となっていてのが通例のように思われる。

いた配置などは、図面として記録する必要があるのであるように思われる。文書は可搬物であるから、個々の文書の厳密な絶対位置の測定は意味がなく、主に収納単位とその配置を示すことが肝要であろう。たとえば、蔵の中の長持や筆筒の配置、筆筒の引き出しの構成など。勿論、それらには個別文書がどこに入っていたか分かるようにしておくなければならない。この程度のことは、周到な人ならばすでに実行されているものと思う。

最後の文章記録の面では、現在各所で用いられている「文書調査カード」を基本とすることができるように思う。発掘調査においては、毎日の発掘調査日誌（あるいは記録カード）が基礎データになるものとして位置付けられるが、これを導入すべきかどうか、いま考えがおよんでいない。

三 報告書と目録

さて、これら文書の原形が記録できたとして、それを公表するのはどういう方法によればよいであろうか。特定の調査目的があつて、それが決められた様式によつて報告するものであれば別であるが、文書資料の場合

合どうしても目録という形式が主たるものとなる。

しかし「目録」というものは、もともと一覽表的な形式であるにすぎない。その形式自体の限界がある。文書資料に関する情報を伝えようとする場合、別の形式を用いざるをえない面がある。通常、解題といつているものが、この役目をはたしている。

ただ現行の目録の解題は、文書資料の原形あるいは保存状態について客観的に記録し尽くすというものではない。ここで考えてきた文書資料の原形記録を公表しようとするには、報告書の部分を設定する必要がある。解題にあたる部分を拡張、性格変更するか、あるいは別途構成するか、種々ありうるとして。

さらに、前述したような意味を持つ写真についても、口絵という扱いではなく、独自に写真版を用いて構成する必要があろう。

目録といつても、管理、検索、利用保証という三つの機能があり、また資料保存機関で作る収蔵文書目録と短期間の間に作る調査目録とは自ずから性質が異なる（大藤修氏による）。従つて目録自体の作り方、本体と本体以外の記述部分、口絵と

の比重は様々である。

文書の原形は、調査段階に限らず整理段階でも消滅しあるいは変形せざるを得ない場合がある。それ故調査報告書的な目録においても、整理を経た後の完備した目録であっても右のような目録の性質に応じて、原形記録に関する部分を位置付けていく必要があるように思う。

先に紹介した工事報告書には、絵での情報を記録し尽くすというあくことなき姿勢がある。そこからは大いに学ぶ点があるように思う。

最近市民権を得つつあるわが国の文書館学においても、文書資料の原形、原秩序尊重という原点にたち還つて理論構成しているのを見るにつけ、その具体化を課題として受けとめる必要を日頃痛感しているものとして、あえて紹介と提案に及んだ次第である。

新田開発人の特権の消長

―所蔵史料目録第四十五集の刊行によせて―

森 安彦

わち、次のとおりである。

昭和六一年度の史料館の事業の一

つとして、『信濃国佐久郡御影新田

村柏木家文書目録』を刊行した。同

目録の作成を担当したものと、

柏木家文書の簡単な紹介と同文書の

原蔵者であった開発人柏木家につい

て、とくに開発人としての特権のあ

り方について述べてみたい。

御影新田村開発人柏木家文書は、

長野県小諸市御影新田柏木易雄氏の

所蔵であったが、昭和二八年（一九

五三）に柏木家から、文部省史料館

へ譲渡されたものであり、今日、当

国立史料館に所蔵されているもので

ある。

二

柏木家文書の総点数は二〇三八点

である。その内訳を文書の形態別に

みると、冊子四五五点（二二・三％）、

綴二九点（一・四％）、状二五五四点

（七六・二％）であり、大半が状文書

である。

柏木家文書目録を作成するに当っ

て、六つの大項目に編成した。すな

開発人 三三四点（一六・八％）

用水 七八三点（三八・四％）

支配 一六三点（七・九％）

土地 九二点（四・五％）

貢租・諸役 四二五点（二〇・八％）

村 二二一点（一一・三％）

これをみて判明するように、一番

多量に存在している文書は、用水開

係文書であり、ついで貢租・諸役開

係文書、それに開発人としての柏木

家に関する文書で、全体の七六％を

占めている。柏木家は、いわゆる名

主等の村役人の家柄ではないので村

方文書としての村政等の支配関係文

書や村況・戸口等の文書は必ずしも

多くない。これらの文書は、別の名

主家に所蔵されている模様である。

三

御影用水開発人としての柏木家の

由緒について簡単にふれておこう。

柏木家の先祖を徴するものとして

は、元禄二年（一六八八）の「柏木

家先祖書写」や年末詳の「実方先祖

書」などがあるが、これまで必ずし

も充分には解明されていない。これ

らの「先祖書」によると、柏木氏は

もと小林を姓とし、柏木という地名

のところに在任していた。小林遠江

のとき、武田信玄に仕え、知行地と

して信州佐久郡松井・与良・柏木・

菱野・瀧原・室などで三七〇貫を与

えられていた。その子与兵衛は信玄

より佐久郡の仕置を命ぜられたが上

州松井川の合戦で討死した。与兵衛

の弟も武田勝頼に仕え、長篠の合戦

で討死し、与兵衛の子、六郎も勝頼

に仕えたが、越後の長尾景虎との小

県郡虚空蔵の合戦で戦死した。この

ように相つぐ戦乱による戦死は戦国

期の凄惨な状況を物語るものである。

六郎の子、才十郎も勝頼に仕えた

が、武田氏滅亡後は芦田右衛門大夫

の旗下に入り、上州藤岡に転居した。

しかし芦田氏没落後は駿河大納言に

仕えたが、大納言死去後は信州の旧

地柏木に戻り、慶安元年（一六四八）

病死した。この才十郎の子が初代小

右衛門であり、御影新田の開発人と

なったのである。

小右衛門は慶長三年（一六〇八）

に生まれ、柏木に居住し、すでに仕

官の道ですて、土着帰農して、開発

発し、御影新田を誕生させたかにつ

いては、残念ながら、当時の史料が

ほとんど残っていないので、不明と

しかしいようがないのである。

小右衛門は貞享三年（一六八六）

七月二五日、七九歳で病死した。

四

時代は大きさが天保一四年

（一八四三）の文書によると開発の

概要が次のように述べられている。

慶安三年（一六五〇）、領主青山因

幡守が小諸在城のとき、先祖小右衛

門へ新田開発を命じた。そこで小右

衛門は用水を浅間山の奥千ヶ瀧より

引取り、これを上堰といい、井筋七

里の行程を引水したが、これだけで

は、水量が不十分なので、さらに輕

井沢・杓掛両宿の間にある離山北の

方より取水し、下堰といい、井筋九

里の行程を引水した。この上堰・下

堰を合流して、御影新田開発のため

の用水とした。この両堰共、浅間山

の中央を引通し、難所の場所は金掘

をもって岩石などを掘割、多量の人

夫と資金を投入して、御影新田八三

〇石を開発した。用水の水量は潤沢

たという。しかし、この天保一四年の文書では、扶持米などの復活を歎願したものであり、近世中後期になると開発人としての特権が、領主側からも、農民側からも否定される傾向にあり、ゆらいでいたといえる。

五

文化七年(一八一〇)に開発人の特権をめぐって、村民との間に訴訟が発生し、これまでの特権のあり方が、大幅に見直されることになった。以下、五項目に分けて、訴訟の論点を追ってみよう。

① 特権の第一は、村高三〇石の一〇分の一に当る八三石分について、「御年貢之外諸役何二而も不仕候」として、諸役免除の特権をもっていたという。これに関しては、近隣の五郎兵衛新田の開発人市川五郎兵衛家でも新田高の一〇分の一を支給されている事例を引合に出し、かつては市川家同様の扶持米の支給のあったことを強調している。柏木家では、たまたま二代目小右衛門が病死した折、相続人が幼少であったため、扶持米支給が中断され、そのままとなつてしまい、諸役免除の特権のみが維持されているという。

② 小右衛門家は、開発以来毎年田植の時期には村中の各家から一日

ずつ同家へ手伝をする慣行となつていた。しかし、安永七年(一七七八)に同家では、大幅に持高を減少させ、「作方御休」となり、その必要がなくなつたが、来年または、その先、何年後であっても、「作方」を再開することにすれば、慣行どおり手伝いを復活することを誓約させていた。しかし、これは実際には機能を再開させることはなかつたようである。

③ 名主役の選出は開発人としての柏木家の承認を必要とした。柏木家の主張によれば、慶安三年の用水開通により新田開発がなされて以来、一五年間は名主役がおかれず、開発人としての柏木家が「差配」してきしたが、一五年後の寛文四年(一六六四)に同家の分家筋にあたる伝右衛門に名主役を勤めさせた。以後五五年間伝右衛門家で続けたが、享保三年(一七一八)のとき、初めて柏木家以外の小四郎に名主役を勤めさせたが、そのどきの手続きは、惣村方より小四郎の名主役承認の連判書をまず開発人小右衛門宛に提出させ、「私心得之上」で代官所へ出願し、小四郎の名主役就任が決まった。以来今日まで、名主役は小四郎家で継続しており、名主選出権は柏木家にあるという。

④ 柏木家は、享保期(一七一六〜三五)以前は、肩書には「新田見立人」とあり、「開発人」を肩書に使用するのには、主として、享保期に入ってからである。村民たちは、この「見立人」と「開発人」との相違を問題にし、「開発人」としての特権を否定しようとした。しかし、享保期以前の文書が乏しく、この問題を、両者共充分に説明することができず、村民側も「開発人」で領主提出の公的文書が通用しているという理由で、了解した。柏木家の主張点は次のとおりである。

享保期以前の文書の少ない理由の一つとして、文書が盗難にあったことをあげている。また開発に関する文書のない点は、当時千石以上の開発者には、「御公儀御墨付」が下付されたが、八三〇石のため、小諸藩でも「大公儀之例ニ依而御墨付」の下付がなかったと述べている。「見立人」の語源については、慶安三年に用水路ができ、弁才天水神を勧請した折に、石碑に「小諸御領主青山因幡守様御患之請を彫附、其下之方ニは私先祖小右衛門渾水見立人と御記被下遺候」として、石摺一枚を添付し、「見立人」の由来を示している。

⑤ 開発人としての柏木家は、用

水関係文書のほかに、検地帳、年貢割付・皆済目録等、土地と年貢に関する基本文書を「預り置」特権もち、村役人が必要な場合には借用させ、用済み次第返却することになっていた。また、年貢皆済勘定等は「仕来り通」小右衛門宅で行ない、用水に関しては、小右衛門と重立村役人が相談して執行することになっていた。

六

幕末期の柏木家についてみると、万延二年(一八六一)二月の「当西宗門人別書上帳」で見ると、持高二石四斗四合であり、家族は一〇人で、そのうち下男二人・下女一人の奉公人を抱えていた。この時の御影新田村の家数は一五四軒、人数は七一九人で、男三五四人・女三六五人である。

慶応二年(一八六六)四月には、生糸改印令の実施と関連して、柏木家は生糸肝煎役を任命された。

開発人柏木家の屋敷内には、幕府代官支配の拠点である御影陣屋が、元禄一二年(一六九九)から正徳二年(一七一三)までの一四年間と寛延二年(一七四九)以降、明治維新まで一二〇年間にわたって設置されていた。

史料所在
調査報告

長門国
阿武郡

萩城下呉服町菊屋家文書

(現、山口県萩市呉服町一―)

今年八月五、六、七日の三日間、昨年にひきつづき菊屋家伝存文書の調査を実施した。調査員として御協力を仰いだのは山口県文書館の北川健、戸島昭の両氏、萩市郷土博物館の近藤隆彦、樋口尚樹の両氏で、当館よりは山田哲好、大藤修の両名が参加した。

菊屋家の来歴については昨年度の調査報告(『史料館報』四六号)に述べておいたので、ここでは、二度にわたる調査の結果判明した菊屋家伝存文書の構成に関し、その概要を報告することにした。

菊屋家には現在、一点一点数えれば一万点近くにのぼるであろう大量の文書が伝存している。これらは、菊屋家の近世初頭より現代に至るまでの代々の成員(家族および奉公人)が、「家」のメンバーとして、あるいは外部の諸組織体のメンバーとして活動を展開する過程で作成または受理した文書が、菊屋家に蓄積、保管されて伝来したものである。この菊屋家に伝来した文書群は、個々の文書の作成ないし受理の契機、伝来

(現、山口県萩市呉服町一―)の契機という観点からすると、次の三つの文書グループに大別できる。

(A)家の相続、動産・不動産の取得と管理、縁組み、親類付き合い、家政運営、家業経営、および家族のプライベートな活動にかかわる文書グループ。(B)長州藩の御用達商人としての活動にかかわる文書グループ。(C)菊屋家の成員(ことに当主)が外部の種々の組織体のメンバーとなり活動した結果、菊屋家に伝来した文書グループ。以上である。次に各文書グループの概要について簡単に述べておこう。

(A)グループ 家の系譜と相続に關するものとしては、「家譜」、「代々判鑑」、「先祖年代記」、家督相続の際の町奉行の承認書、近代の家督相続登記申請書等が存する。近世の家業に關するものは享保一八年の「万貨帳」、同一九年の「酒造免許状」、近世後期の醬油醸造販売關係文書若干が見いだせるのみで、家業の内容と経営状態を系統的に知ることは不可能である。御当主の菊屋栄子氏の話によると、以前帳簿類をか

なり焼却されたとのことなので、その中に近世の経営帳簿も含まれていたらかもしれない。明治以降については、土地所有、地主経営、金融に關する文書が系統的に残存している。ことに明治十年代後半以降、所有地の村ごとの取調台帳、分間絵図、小作米取立帳が昭和の半ばまで連続して残っている。これらから、松方デフレを機に菊屋家が急速に土地集積を進め、それが大津郡、阿武郡、佐波郡の諸村に及んでいたこと(とりわけ前二郡)、そして各地域ごとに世話人(支配人)を配置して土地の管理と小作米の取り立てにあたらせていたことが知られる。また、蓄積した資本を諸会社の株式にも投資しており、その關係の文書も断片的ではあるが残している。

(B)グループ 藩が菊屋家の当主に対し種々の御用を申し付けた奉書、および菊屋家の代替わりごとに代々の先祖の藩に対する勤功を書き上げ、先代同様の格式・扶持を仰せ付けられんことを願ひ出た勤功書の下書もしくは控が中心を占める。菊屋家では藩初より藩の御当用銀をたびたび用立てており、享保三年には先祖代々の勤功によって大年寄格御用聞を仰せ付けられ、以後これを世襲して

いる。幕末期に当主であった九代孫太郎は、この他にも撫育方御用達、赤間新地御貸銀方頭取、菊ヶ浜土塁築営内用掛、御城廻台場築建世話方頭取、町兵頭取役、御用醬油御用達などに任ぜられている。

(C)グループ 菊屋家は町人身分であり、当然のことながら町共同体の一員であったが、町役人として町の運営に直接かかわってはいなかったせいか、その關係の文書は見当たらない。ただ、明治以降、地域社会の名望家として様々な組織体のメンバーに加わったため、その關係の文書が大量に伝来している。なかでも明治十九年より大正二年まで戸主の地位であった十代剛十郎は、萩町会議員、阿武郡会議員、萩銀行頭取、防長銀行監査役、萩夏蜜柑組合長、県社志都岐山神社信徒惣代、地価修正同志会役員等々、多様な役職を歴任しており、彼の活動にかかわる文書が最も多い。

最後に、二年度にわたる調査に際し一方ならぬ御世話をたまわった菊屋栄子氏、菊屋家住宅保存会の各位ならびに御多忙のなか御協力いただいた調査員の各位に対し、深甚の謝意を表したい。(大藤修)

所在史料
調査報告

陸奥国
磐井郡

楊生村阿部家文書

(現、岩手県一関市弥栄)

六二年度の史料所在調査として、

岩手県一関市弥栄の阿部崇一家に襲蔵されてきた史料の目録作成を、八月十七日と十九日の三日間にわたって同氏宅において実施した。阿部家文書の情報は、一関市教育委員会の前社会教育課長千田一司氏からもたらされたもので、事前の連絡をはじめ全面的に千田氏のお世話になった。

調査には、千田氏のほか八巻一雄・千葉一男の両氏(一関市文化財調査員)と花泉町史編さん委員千葉孝男氏とを協力者に依頼し、当館からは森安彦と原島陽一の二名が参加した。当日は、このほかに鈴木宏(岩手県立博物館)

鈴木幸彦(盛岡市立高校)、鈴木軍一の三氏が臨時にご協力下さった。また調査の運営その他について一関市教育委員会の協力を得たが、たまたま集中豪雨による北上川の出水という不測の事故と重なり、公務多端の折にもかかわらず同会社会教育課には奈良井課長以下のみなさんに絶大なご支援を受けた。調査をご快諾下さり種々お世話いただいた阿部氏と同夫人をはじめ、前記の各位に対し改めて厚

くお礼を申し上げる。

阿部家がある弥栄は、近世には磐井郡楊生村に属し、文禄二年(一五九三)に留守氏の所領となり、その後、伊達氏を経て天和元年(一六八一)に田村氏三万石が岩沼から移封されて、明治維新に及んでいる。楊生村は磐井郡の西南部に当たり、金沢村など十四村を合せて流十三カ村(飯倉村は金沢村に含められた)を形成していた。(流郷は仙台領編入の三ヶ村を加えて十七村であった)流の中心は金沢村で、藩の代官所も大肝入の会所もそこにおかれた。阿部家は初期には村組頭と推定され、文政期に村肝入となり嘉永期には大肝入を勤めているが、大肝入の宗之進が前記金沢村の会所へ馬で通った時に使用した鞍が今も保存されている。

このような経歴の阿部家には、いわゆる近世村方史料が豊富に伝蔵されたと推定される。それらは第二次大戦後の昭和二十二、二十三年に連続して襲来した台風水害にも耐えてきたが、その後、火災にあって大半を焼失したのは極めて残念である。今

日残存しているのは、火災を免れた別棟の土蔵に収納されていた約千五百点であるが、従来は部分的な調査だけで全貌に接したのは今回が初めてである。ただし、今回は日程が短いため八三〇点を目録化したにとどまり、約五〇〇点の書付類と二〇〇冊の典籍は今後の調査に残すこととなった。今回ご協力下さった地元関係者のご努力を期待するものである。

今回の調査で目録化した史料の概略は次の如くである。数量的にまともなものは、まず検地帳が寛永十八年(天和三年写)を始め新田分や起返などを含めて嘉永期までのものが五六冊あり、ほかに内容が名寄帳になっているものがある。人数改帳は、当人数御改帳・当減人数御改帳・当出人数御改帳を含めて天和二年と慶応三年にわたる六九冊があり、弘化嘉永期のものには猟師鉄砲改帳が一括されている。年貢・諸役・諸償および諸給分などに関する入料割、割付留、取立帳などの帳簿が延宝、天和のほか文政以後の分がややまとまって残っている。なお償には郡償と村償があったようで、

雄子代、御用継夫、御城米加馬下賃、伊勢・熊野初穂代、諸給分などが対象となっている。諸役関係には

寛永十五年の家役代金請取帳と、同十八年の御諸役御究帳写との二冊があり、断片的ながら初期の事情をうかがわせる。このほか享保から天保までの年貢下札が、各当主または事項別に合綴されて二〇綴以上残っている。

領内各村の状況を記す「風土記御用書出写」(安永四年分)は楊生村のほか峠村と日形村のものが混っている。村絵図は楊生村(安永五年)と男沢村(元禄一六年)のほか、隣郷の東山十一村図がある。村内旧家の家譜由緒を書上げた時の控本と推定される「家記」「代数書上」および過去帳書抜なども十点以上にのぼる。

寺社については、村内の長安寺と自性院に関する史料として長老参内一巻や奉加帳、普請入料帳や書状のほか、沼田八幡宮の由緒や講帳がある。「地形永代渡証文之事」と記された土地売買証文は文政と天保期を中心に、借金証文と合せて約五〇通になる。特殊なものとして、田村藩と赤穂事件の関係を示す「浅野内匠御預之始終」がある。明治後も阿部家は副戸長などを勤めているが、現存するものは地租改正時の名寄帳など十数点に過ぎない。(原島・森)

補修の記録化

原島 陽一

史料の形態的意義の重要性が明白となるにつれて、史料形態への関心が高まってきた最近の状況をみてみると、史料の補修に対する考え方を再検討する必要があるように思う。

例えば、虫喰いがあったから裏打ちをする、綴じ紐が切れていたから新しいものと替えておく、といった従来の補修のやり方では、史料の形態問題を説明しようとする時に十分な対応ができないからである。史料の形態研究にとつては、手にした史料が本来の形態をそのまま維持しているか、何らかの変形が加えられているのか、または裏打ちしてあることは一見して判明するが、それがいつどのような形で実施されたかというような点が重要な意味をもつ。ある程度は推定も可能であるが、正確にはそれらの疑問に具体的な説明が欲しい。補修した時にその事実を記録しておく、これに答えることができよう。また、それによって史料形態の研究を側面から支援する効果も生じるだろう。そこで今回は、史料

を補修した場合にこれを記録化することと、それに関連する問題を取上げてみようと思う。

◇ ◇

補修の記録は、個々の史料に加えた保存工作の具体的な内容を後年の資料として残すことを目的とするから、記録すべき項目は自然に決定されよう。すでに補修記録を実施している機関もあるかと思うが、この種の記録については、美術工芸品を対象とする博物館系の機関が先行していると思われるので、それを参考にして記載内容を検討していく。ただし、博物館系機関で作成している記録の沿革や様式の詳細については知識をもち合せていないので、一例として東京国立文化財研究所が規格化した「保存修復記録カード」の様式を利用させていただく（「保存科学」一三号、岩崎友吉氏論文）。そこに示されている記述項目は、①法量、②材質構造、③保存環境歴、④修理歴、⑤修理関係文献、⑥経年変化の六項目である。各項目について簡単

に説明すれば、①は寸法と重量である。②は材質のほか製作年代を示す文献など、③には現在までの状態を記す。④はこのカードの主要点で、修理年度、期間、経費、施工者、施工場所、面積、損傷状況、修理前の科学的調査、修理概要を挙げている。⑥は修理後の観察所見である。

史料の補修記録も基本的には右に準じてよいが、若干変更して整理すれば次のような項目になる。

(1)法量。大キサと厚サとが主で、卷子など特殊なものを除けば重サは必要なかろう。逆に冊子型史料では冊子の厚サのほかに、料紙一枚の厚サも計測しておきたい。絵裏打による原形変更が料紙の厚サをわからなくする欠点も、修理前の計測によってある程度は補正できるという効果につながるだろう。冊子の表紙に別種の紙を使用してある場合はこれも測るのはいうまでもない。継紙類では全体の寸法とともに一紙ごとの寸法を測っておけば役立つことがある。

(2)損傷状況。補修を必要とした損傷度を具体的に説明する。次項とともにこの記録の主要内容であるから、あまり省略せずに記したい。ただし損傷度を文字で表現するのは限度があるので、写真を併用した方がよか

ろう。その場合は補修後の写真も並べて残せば説得力を増すだろう。

(3)補修方法と使用材料。補修した箇所と補修の方法を記す。後述のように一般の利用者が読むことがあるので、できるだけ理解し易いように、例えば部分的な裏打ちと綴じ直しのよう二種以上の補修には、番号を付けた簡条書きにするなどの工夫がほしい。補修に使用した材料を明記するのは当然だが、和紙や接着剤などで常用する品物は毎回製品名を記さないで記号化してもよからう。

以下、(4)補修者、(5)補修年月日、(6)経費、(7)経年変化などが必要な項目と考えられる。また、補修を外注に出したものは発注関係の書類の整理番号あるいは書類のコピーを添えておく役立つと思う。

ところで、この補修記録に採録する補修の範囲であるが、保存のために史料に加えた形態的な変更のすべてが対象となる。補修というと誰しもが連想する裏打ちはいうまでもなく、裏打ちにまで及ばない虫損直し、綴じ紐の交換や綴じ直し、二つ以上に分解した冊子型史料の合体などである。継紙の継目の糊さしも厳密には補修であるが、これをいちいち記録していたら際限がないので省略もや

むを得まい。要は、後年の利用者が疑問を抱いた時に対応できればよいのであって、同じ糊さしでも続き具合が疑わしい場合には記録するなど仕事量と調整しながら実行したい。

◇ ◇

補修の記録化については、記録のためにまた一つ手間がふえること以外に、記録の必要性を否定するほどの反対はないと思う。だが補修記録を作ると、次の問題が生じることを指摘しておかねばならない。それは作成した補修記録が、史料の利用者にとって使い易い形式となるように配慮しないと、折角の記録が十分に活用できないということである。補修記録の存在を明示しておけば、必要に応じて利用者が請求すればよいというわけにはいかない。原形態にこだわるほどでなくても、一抹の不審を抱いた時に、一いち請求して記録と照合するのは、いかにも大袈裟であり煩わしい。かといって、利用者が自由に使えるように補修記録を閲覧室に配置するのは抵抗がある。補修記録は、後代に残すもので、作成した機関が責任をもって保存すべきであろう。従って、どうしても閲覧室に備えつけるなら、コピーなどの複製を作って配置することになる。

だが、現実にはそれを使用する場面を想定すると、補修記録の量や検索方法などが障害となつてかなり面倒な作業になる怖れがある。閲覧室に備えつけるのは、便利なようであるが閲覧者には不便である。この解決策として、装備の封筒類に補修の要点のみを記載しておくことを提案する。記録のほかに、要点も書かされるかと二ノ足を踏む方もあるかと思うが、それほどの労働力はいらぬ。例えば、裏打ち、とか、綴じ紐更新、とか記載するだけでよい。つまり、どの部分にどのような改変を加えてあるかが示されればよく、詳細に記載する必要はない。その表示をみて、さらに詳しく調べたいという人には、そこで改めて補修記録について見てもらえばよい。要点を記載するといったが、ゴム印を用意しておいてもよいし、封筒に予め何種類かを印刷しておき、それに○印をつける方法もあろう。(装備用具の改訂は——この場合は封筒面の印刷形式であるが——このような視点からも需められる。)

このように史料と補修記録との照合が意外に面倒なことを考えると、補修史料であることが簡単にわかるような工夫もあつていいと思う。例

えば、コヨリによる綴じ直しの場合に、コヨリ用紙の末端に所蔵機関名の印を捺し、その部分をコヨリによらずに残しておけば、一目でその機関による綴じ直しであることが判明する。また、二つに分割していた冊子を合体する場合に、明らかに落丁が認められるものももちろん、前後の脈絡が通じるものであつても、継ぎ目の箇所を合体した旨を注記した紙を綴じ込んでおけば、無用の疑問を起さずにすむ。いうまでもないが使用する印や筆記具などは原本を汚損しないものを選ぶことである。これらの工夫は補助手段であつて、詳細は正式記録に依るのだから、簡潔でわかり易いことが条件である。だが、便利さに引ずられると珍妙な結果となり、原本の風趣を損ない、補修の目的を逸脱しかねない。この種の工夫には限度があることを心得ておきたい。

◇ ◇

以上は補修を実施した機関での記録化であるが、その機関が受入れる以前に施された加工にはどう対処すべきであろうか。受入機関の補修記録がないものは自動的に受入れ以前の加工であることが明白なので、あえて記録するに及ばないともいえる

が、受入れた時点で明らかに成立の状態と違うことが確認できるものについては、それを記録しておくことも意義があろう。それに、受入時以外の汚損状況の点検にも拡大したとしても思う。補修だけを対象とするなら、受入時の記録がなくても済むだろうが、汚損の状態となると記録に頼らねば判断できないからである。紙面の汚れや表紙の破損度、あるいは綴じ紐の切断などは、受入後にも進行するので、受入時の状態を確認しておくことは決して無駄ではない。この種の記録としては博物館などの美術工芸品で実践例がある。ブリヂストン美術館でみせていただいた調査カードは、絵の具の剥落や浮上り、シワや亀裂、変褪色など十数項目を図解式に記入できるようになっていた。ただし、こういう記録の必要性は認めながらも未着手の美術館も多いようである。まして収蔵点数が圧倒的に多量である史料に、美術品の事例を直接導入するのは実体にそぐわない。従つて当面は、多少問題は残るが、将来汚損の進行などが重視されるような史料に限定して記録化を試みることで実績を積むほかはあまい。

史料館主催 昭和六十二年十一月三〇日～十二月四日

『文書館学』研修会開催について

当史料館は昭和二四年九六人の学者の請願に基づいて設置されて以来、旧蔵者の手元を離れた民間史料を始め、県庁／戸長・町村役場文書等まで、多様な史料を収蔵し、目録化を行なってきた。昭和五七年「史料館の役割と保存体制」を館報三八号に掲載し、機能拡充の方向を示した。

一は史料所在情報・地方史文献書誌情報の体系的収集と公開、二は文書館学研究センター、三はアーキヴィスト研修機会の提供であった。なお館報四三号に、その後の経過について中間的な報告を掲載している。

当史料館では昭和二六年設置の翌年、昭和二七年より「近世史料取扱講習会」を開催して史料取扱知識の普及につとめてきた。昭和四六年からは年二回とし、受講者の数は二千人を超えた。史料保存利用機関および類縁機関の数も増え、加えて近代史料を収蔵することが多くなっており、史料取扱に関する知識の範囲の拡大や程度の高度化が強く要望されるようになってきた。

一七九四年フランスにおいて近代

的文書館制度が確立されて以来、文書館独特の方法つまりフォンス尊重がヨーロッパ各国に普及した。フォンスとは「特定の個人、機関ないし組織体において、その活動および機能の遂行によって蓄積された記録／文書群の総体」をいい、「総体性」を損なうような処理をしてはならないことを意味し、図書館の方法である主題分類による分散配置を不可とする考え方である。

ところが戦後の日本において大量の近世史料を取扱うようになった際、家別は強く守られたものの、その内部の構成を示すのに主題分類的方法を取ることが多く行われた。

戦後の欧米では「文書館革命」といわれるような事態が進行し、先進国だけでなく、旧植民地もまた独立後、文書館制度を確立することに努めた。ユネスコと国際文書館評議会 ICA は相携えて文書館的方法の普及を図った。日本のみがこの動きと無縁に過ごしてきた。

文書館学研究を進展させ、アーキヴィスト養成を振興させようとする

時、右のような国際動向と無縁であってはなるまい。史料そのものは時間と空間を内包した絶対的なものであるが、その保存と公開を目標とする文書館学という学問体系の方法に国境はないのである。実際に図書館学は世界共通である。ただし図書館学と異なる方法的原則に基づいて文書館学が成立していることを知らねばならないし、また逆に図書館学の知識がないと、文書館学の独自性を認知できないともいえよう。

ところで欧米諸国はもとより開発途上国でも、正規のアーキヴィスト養成は大学院課程で行なわれているのが現状である。現在の日本では現職にあるものの相互研修から始めねばなるまい。そして敵に成めねばならないのは、安易に学部での資格認定課程を設置することであろう。

今回実行する「文書館学」研修会は期間の短さといい、設定科目の少さといい、国際水準に遠く及ばないことは改めて云う迄もない所である。とはいえたえ実験的にでも「文書館学」の在り方を討議する機会を設定し、将来への展望を議論することこそがいま必要なのだと考える。

科目は次の様に設定し、一科目に三時間（うち講義二時間、討論一時

間）を充て、期間五日間となる。

文書館学方法論 記録のライフ・サイクルと廃棄・収集・評価の問題点
史料館 安澤 秀一

文書館制度 官庁文書・民間史料の保存体制と関連法規
東大社研教授 大石嘉一郎氏

企業史料の保存と利用
企業史料協理事 中村 頼道氏

組織管理の基礎理論
一橋大産研教授 野中郁次郎氏

検索手段作成の理論と実務 文書館学的アプローチ
史料館 安藤 正人

検索手段作成の理論と実務 図書館・情報学的アプローチ
学術情報センター教授 井上 如氏

放送映像記録の保存と利用
常磐大教授 後藤 和彦氏

統計資料の蓄積と加工
一橋大経研教授 松田 芳郎氏

保存科学 諸記録の劣化と保存措置
東京国立文化財研 増田勝彦氏

総括討論
トピックス1 全国的文書館資料情報

トピックス2 アーキヴィスト資格認定の問題点
検索網構築の可能性

トピックス2 アーキヴィスト資格認定の問題点

（安澤秀一）

受贈図書 昭和六十一年度(二)

- 世史料編第一
目で見る座間(座間市立図書館市史編さん係)
- 京都府岩滝町文化財調査報告 第8集(岩滝町教育委員会)
- 藤井寺市史 第三卷
- 藤井寺市文化財 第七号(同右)
- 泉大津市史 第三卷
- 大阪市史史料 第18輯(大阪府)熊取町史紀要 第一号(熊取町教育委員会)
- 熊取町の方言(同右)
- 兵庫県史 史料編
- 姫路市史 第十卷
- 尼崎市史 第12卷 別編(現代)
- 龍野市史 第七卷
- 相生市史 第二卷
- 新修芦屋市史 資料篇2
- 博物館普及資料 第6集(兵庫県立歴史博物館)
- 岡山県史 第10卷 近代1
- 総社市史 美術編
- 三原市史 第六卷
- 広島新史 年表編
- 府中市史 第八卷
- 香川県史 第八卷 資料編
- 南国市史 下巻
- (高知県)中土佐町史
- 中土佐町の歴史
- 南国市史資料(旧村誌編(1))
- 福岡県史 近世史料編 柳川藩初期(上)・東洋タイムス(三)(西日本文化協会)
- 世史料編第一
目で見る座間(座間市立図書館市史編さん係)
- 平塚市史民俗調査報告書 5(平塚市博物館)
- 秦野市史民俗調査報告書 5
- 新潟県史 資料編24・通史編1
- 柏崎市史資料集 近現代篇1・民俗篇
- 糸魚川市史 資料集1―考古編・文書編
- 鯖江市史 第2巻
- 福井市史 資料編3
- 福井市立郷土歴史博物館史料叢書 四
- 長野県における社会変動と地域的対応の諸形態(信州大学人文学部)
- 各務原市史 史料編 近代現代
- 岐阜大学教育学部郷土資料 17
- 目で見ると袋井市史
- 韭山町史 第三巻 中
- 半田市誌 「近世文書Ⅱ」
- 刈谷町庄屋留帳 第十六巻(刈谷市教育委員会)
- (三重県)木曾岬村史 補遺編
- 草津市史 第三巻
- 宇治市埋蔵文化財発掘調査概報 8
- [宇治市教育委員会]
- 向日市埋蔵文化財調査報告書 第18集(向日市教育委員会)
- 大田区史(資料編) 加藤家文書3・北川家文書3
- 中野の文化財 No.10(中野区教育委員会)
- 福生市文化財総合調査報告 第十八集(福生市教育委員会)
- 福江市文化財調査報告書 第7集(福江市教育委員会)
- 伯江の歴史と文化財(同右)
- 江戸川区の文化財(四)(江戸川区教育委員会)
- 江戸川ブックレット No.1(同右)
- 郵政省飯倉分館構内遺跡(港区麻布台一丁目遺跡調査団)
- 港区三田濟海寺長岡藩主牧野家墓所発掘調査報告書(東京都港区教育委員会)
- 昭島市文化財調査報告書(昭島市教育委員会)
- 葛飾区宝篋印塔・道標調査報告(葛飾区教育委員会)
- 余山貝塚資料図譜(国学院大学考古資料館)
- 図説神奈川県の歴史 上・下(有隣堂)
- 秦野市史 第五・六巻
- 鎌倉市史 近世近代紀行地誌編・近世史料編第一
- 大田区史(資料編) 加藤家文書3・北川家文書3
- 大田区の文化財 第22集(大田区教育委員会)
- 大田区の埋蔵文化財 第6集(同右)
- 東京市史稿 市街篇 第七十七・産業篇第三十(東京都)
- 文化財の保護 第18号(東京都教育委員会)
- 玉川上水文化財調査報告(同右)
- 府中市史総索引(府中市立図書館)
- 府中市雑誌記事索引(同右)
- 府中の口伝え集(府中市教育委員会)
- 調布市史研究資料 V
- 日野市史 史料集 近世3
- 青梅市史史料集 第三十六号(青梅市教育委員会)
- 玉川上水―その歴史と役割―(東京都羽村町教育委員会)
- 世田谷女性史(上)・(中)(世田谷区教育委員会)
- 世田谷区民族調査第6次報告(同右)
- 世田谷の古建築現況図(同右)
- 下神明遺跡第5次調査概報(同右)
- 相之原遺跡(同右)
- 文化財シリーズ33(杉並区教育委員会)

大分県史 近代篇Ⅱ・民俗篇

宮崎および他の地域における文化落

差に関する総合的研究〔宮崎大学

文化落差研究会〕

〔宮崎県〕川南町文化財調査報告

4〔川南町教育委員会〕

蓮ヶ池横穴群保存整備事業概報 1

〔宮崎県教育委員会〕

宮崎の古墳文化〔同右〕

吉村第二土地区画整理事業に伴う埋

藏文化財発掘調査報告書〔同右〕

穂北尾畑遺跡発掘調査報告書〔宮崎

県教育委員会〕

宮崎県文化財調査報告書 第29集

〔同右〕

宮崎学園都市埋藏文化財発掘調査概

報〔V〕〔同右〕

保木下遺跡〔同右〕

新村遺跡・高山遺跡〔宮崎県野尻町

教育委員会〕

別府遺跡発掘調査報告書〔日向市教

育委員会〕

亀崎土地区画整理事業に伴う埋藏文

化財調査報告書〔同右〕

妻道南遺跡〔宮崎県高鍋町教育委員

会〕

えびの市埋藏文化財調査報告書 第

1集〔宮崎県えびの市教育委員会〕

南日本文化研究所叢書 11〔鹿児島

短期大学付属南日本文化研究所〕

渋沢青淵記念財団竜門社百年史

史料集 明治初期被差別部落〔部落

解放研究所〕

金光教年表 昭和61年〔金光教本部

教庁〕

徳川300年を動かした男たち〔新

人物往来社〕

群馬大学附属図書館蔵新田文庫資

料集 1

手賀沼周辺の水害〔我孫子市教育委

員会〕

人口移動を中心とする江戸時代の農

民社会の研究〔山室陽子・山室宗

作〕

銀の笛―山室健作追想録―〔同右〕

目でみる獨協百年 1883―1983

国際商科大学20年史

歴史地震事始〔宇佐美龍夫〕

石炭研究資料叢書 第七輯〔九州大

学石炭研究資料センター〕

栄光の捕鯨船団 南水洋の50年〔日

本放送出版協会〕

郵政省通信博物館資料図録 別冊1

札幌市中央図書館

古代の祭祀〔埼玉県立博物館〕

時を知ることよみと和時計〔大田区立

郷土博物館〕

明治大学刑事事博物館展示品目録

秋田の民俗〔北海道開拓記念館〕

燦―花と鳥〔サントリ―美術館〕

奇想のデザイン〔同右〕

品川歴史館常設展示図録

多摩における暦の世界〔八王子市郷

土資料館〕

岩手県立博物館蔵わら工品

平安仏画〔奈良国立博物館〕

ほりだされた下野の古代〔栃木県立

博物館〕

経済史文献解題 昭和60年版〔日本

経済史研究所〕

類縁機関案内〔東京・神奈川・千葉・

埼玉〕〔相模女子大学附属図書館〕

日本の企業博物館〔電通出版事業部〕

会員名簿 昭和61年度〔霞会〕

昭和60年度東京都文化団体名簿〔東

京都教育庁社会教育部文化課〕

古代氏族系譜集成 上・中・下巻

〔古代氏族研究会〕

日本経済史研究所創立五十周年記念

諸國叢書 第三輯〔成城大学民俗

学研究所〕

図説日本の技術文化〔河出書房〕

食品のマーケティング〔日通総合研

究所〕

近世の蝦夷語彙 IV〔成田修一〕

取手市史 植物編

群馬県史 資料編7 24

宮崎学園都市埋藏文化財発掘調査概

報〔V〕〔宮崎県教育委員会〕

日本外交文書 一九三五年ロンドン

海軍会議〔外務省〕

鹿角市史 第二巻上

新編埼玉県史 別編3

大和市史 7

滋賀県史 昭和編 第一巻

岡山県史 第18・20・21巻

愛媛県史 近世上・近代上・教育・

芸術文化財・社会経済1・3・資

料備考古

松山市史料集 第3・7巻

〔佐賀県〕有田町史 政治社会編Ⅱ

日本民俗文化体系 14〔小学館〕

日本大百科全書 11〔同右〕

津軽近世史料 1・2〔津軽近世史

料刊行会〕

青森県「歴史の道」調査報告書 北

浜街道・田名部道・西通道・北通

道〔青森県教育委員会〕

〔山形県〕西川町史編集資料 第十

四号

荘内史料集 7〔鶴岡市史編集会〕

東根市史編集資料 第19号・20号

国典類抄 第四巻〔秋田県立秋田図

書館〕

〔福島県〕塙町史 第1巻

福島市史資料叢書 第47・48輯

〔福島県〕岩代町史資料集 小浜郵

便局資料

〔茨城県〕筑波町史史料集 第十篇

〔茨城県〕関城町史 別冊史料編

近世・関本町報

重要文化財旧群馬県衛生所修理工事

報告書〔史料編共〕〔桐生市教育委員会〕

所沢市史調査資料 27・別集8

写真集 所沢〔所沢市史編纂委員会〕

千葉市南部の歴史〔千葉市史編纂委員会〕

東京空間 1668—1930 1—3

〔筑摩書房〕

かつしかの文化財地図〔葛飾区教育委員会〕

浄真寺文化財総合調査報告〔世田谷区教育委員会〕

神奈川県民俗調査報告 14〔神奈川県立博物館〕

吉村屋幸兵衛関係書簡 第三集〔横浜開港資料館〕

〔横浜毎日新聞〕が語る明治の横浜 第一・二集〔同右〕

〔名主日記〕が語る幕末〔同右〕

金太郎鯨〔相川郷土博物館〕

間部家文書 第四卷〔鯖江市〕

〔静岡県〕細江町史 資料編六

江原素六旧蔵明治大正名士書簡集

〔沼津市明治史料館〕

豊橋市政八十年史

郷土豊橋を築いた先覚者たち〔豊橋市教育委員会〕

古文書教室資料 Ⅰ・Ⅱ〔愛知県鳳

来町古文書教室〕

滋賀大学経済学部附属史料館研究彙

報 第8・15・22号

大嶋神社・奥津嶋神社文書〔滋賀大

学史料館〕

埋もれていた近江の医聖北村宗龍

〔大谷雅彦〕

宇治市埋蔵文化財発掘調査概報 第

9集〔宇治市教育委員会〕

宇治市遺跡地図〔改訂版〕〔同右〕

西脇市埋蔵文化財調査報告書 2

〔西脇市教育委員会〕

奄美史料 ⑯〔鹿児島県立図書館奄

美分館〕

文書記録の保存・利用と文書館〔安

藤正人〕

史料保存と文書館学〔大藤修・安藤

正人〕

多摩地域郷土資料業務実態調査報告

書〔三多摩郷土資料研究会〕

東京都公文書館所蔵地誌解題 三

離島—その自然と民俗—〔北海道開

拓記念館〕

日本のガラス三〇〇年〔サントリー

美術館〕

鎌倉時代の丹波・丹後〔京都府立丹

後郷土資料館〕

薩摩義士と岐阜の名宝〔鹿児島県歴

史資料センター黎明館〕

房絵幕末の動乱〔千葉県立総南博物

館〕

統海事史料叢書 第十卷〔海事広報

協会〕

片葉雑記 色川三中黒船風聞日記

〔中井信彦〕

日本の資産家一〇〇〇人〔日経マッ

クウヒル社〕

元禄郷帳徴収について〔渡部淳〕

山形県史 第五卷

寒河江市史編纂叢書 第35集

古河市史資料 原始古代編

太田市史 史料編 中世

太田市鳥山天笠弘祐翁の昔語り〔太

田市史編集委員会〕

〔伊勢崎市〕

伊勢崎市史民俗調査報告書 第六集

〔伊勢崎市〕

埼玉県議史 第2巻〔資料共〕

幕末維新期九十九里における「小買

商人」について〔井奥成彦〕

青梅市指定有形文化財下山八幡神社

本殿修復工事報告書〔同社修復委

員会〕

石川県史資料 近代編⑬

福井県史 資料編13 本文編・図版

編

〔静岡県〕新居町史 第四卷

沼津浜学校〔沼津市明治史料館〕

〔愛知県〕阿久比町誌 資料編一

〔京都府〕精華町の寺社と美術

泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要

〔同右〕

Ⅱ〔同右〕

大阪市史資料 第十九輯

〔兵庫県〕西紀・丹南町文化財調査

報告 第4集〔西紀・丹南町教育

委員会〕

岩国藩財政史の研究〔岩国徴古館〕

離縁状返り一札考〔高木侃〕

国学院大学百年小史

デュボン経営史〔日本評論社〕

鯨の海・男の海 市原基写真集〔日

本捕鯨協会〕

市原基写真集 南極海〔同右〕

大嘗会和歌の世界〔八木意知男〕

太宰府天満宮連歌史資料と研究Ⅲ

〔太宰府天満宮文化研究所〕

日本外交文書 一九三五年ロンドン

海軍会議経過報告書〔外務省〕

浅草寺日記 第十卷〔金龍山浅草寺〕

日本古文書学論集 12〔吉川弘文館〕

海外視点日本の歴史 10〔日本ア

トセンター〕

太陽 No302 〔元禄事件簿〕忠

臣蔵の時代〔平凡社〕

デザインの世界 No16〔美術出版社〕

清里の父 ポール・ラッシュユ伝〔藤

村潤一郎〕

東海道五十七次—京街道四宿—〔中島三佳〕

日本郵便の父前島密遺墨集〔郵政省通信博物館〕

〔住友史料叢書〕年々諸用留二番三番

〔住友修史室〕

神奈川大学日本常民文化研究所調査報告 第11集

講座・日本技術の社会史 別巻1

〔日本評論社〕

編年百姓—探史料集成 第1巻〔三一書房〕

一書房〕

共立女子学園百年史

共立女子学園の100年

三陸海の絵馬〔大船渡市立博物館〕

月嶺・雪蕉〔岩手県立博物館〕

武家の装い展〔大坂城天守閣〕

上田藩の人物と文化〔上田市立博物館〕

よみがえる古墳文化〔宇治市歴史資料館〕

料館〕

トキワ荘のヒーローたち〔豊島区立郷土資料館〕

郷土資料館〕

郷土の絵馬展〔日本民俗資料館・松本市立博物館〕

海上之邦おきなわ〔埼玉県立博物館〕

農具—用具にみる農耕文化のあゆみ

—〔茨城県立歴史館〕

水の文化〔石巻文化センター〕

深川江戸資料館

三十六歌仙絵〔サントリー美術館〕

工芸—世紀末の旗手たち〔同右〕

古文書大字典〔浅井潤子〕

北海道立文書館史料集 第二

茂呂淵 創立25周年記念号〔室蘭地方史研究会〕

黒石市史 資料編Ⅱ

〔岩手県〕大迫町史〔行政編〕

北上市文化財調査報告 第42・43集

〔北上市教育委員会〕

仙台市文化財調査報告書 第79・88・89・91集〔仙台市教育委員会〕

大館市史 第三巻下

多賀城市史 第3・6巻

〔秋田県〕鳥海町史

国典類抄 第十六巻〔秋田県立秋田図書館〕

鹿角市史資料編 第十五集

歴史の道調査報告 Ⅰ・Ⅳ〔秋田県文化財保護協会〕

村山市史編集資料 第十六号

郷土資料叢書 第十六輯〔新田図書館〕

新庄市史編集資料集 第5・6号

かつろく思い出の四季〔新庄市〕

山形県教育史資料 統計篇 第七巻

〔山形県教育委員会〕

いわき市史 第一巻

〔福島県〕山都町史 第3巻

福島市史資料叢書 第49輯

改訂水戸の地名〔水戸市〕

〔茨城県〕明野町史資料 第十二集

〔茨城県〕いわまの伝え話〔岩間町教育委員会〕

ふるさと栃木県の歩み

いまいち市史 史料編・近世Ⅵ

群馬県史 資料編Ⅰ

川越市史 年表

〔埼玉県〕寄居町史 通史編

〔千葉県〕印旛村史 近代編史料集Ⅰ

〔千葉県〕多古町史 上・下巻

〔千葉県〕大網白里町史

国分寺市史 上巻

東京都古文書文書集 第三・四巻

〔東京都社会教育部文化課〕

東京の民俗 3〔同右〕

藤沢市史料集Ⅰ〔藤沢市文書館〕

〔新潟県〕川西町史 資料編 上・下巻

富山市史 通史〔上・下巻〕

都留市史 資料編 地誌考古

各務原市史 通史編

富士市20年史

静岡県榛原町史 上巻

島田市立図書館叢書 第八・十一・十八集

新修稲沢市史 資料編十

名古屋叢書 三編 第十・十四・十五巻〔名古屋市蓬左文庫〕

新修大津市史 9

京都府精華町埋蔵文化財調査報告書

第一集〔精華町教育委員会〕

枚方市史 第十二巻

高石市史 第二巻

羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 11

13〔羽曳野市教育委員会〕

大谷女子大学資料館報告書 第14・15冊

赤穂市史 第七巻

たつの今昔〔龍野市市史編集係〕

〔兵庫県〕五色町史

〔広島県〕海田町史 通史編

〔徳島県〕由岐町史 上巻

川之江市誌

伊予吉田旧記・第四・五輯〔伊予吉田旧記刊行会〕

福岡県史 近世史料編 御当家末書

〔下〕・近代史料編 東洋タイムス〔四〕

中村平左衛門日記 第一・五巻〔北九州市立歴史博物館〕

〔佐賀県〕有田町史 通史編

佐賀県史料集成 古文書編 第27巻

〔佐賀県立図書館〕

熊本藩政史料 一〔細川藩政史研究会津久見市誌〕

鹿児島県史料 新納久仰雑譜二・旧

記雑録 附録2〔鹿児島県歴史資料センター黎明館〕

公文類聚目録 第三〔国立公文書館〕

正保城絵図 Ⅱ 9〔同右〕

昭和六十二年度 (一)

- 岩波書店七十年
秩父―蕨そして信仰―〔埼玉県立博物館〕
- 静勝寺史稿〔静勝寺〕
日本古文書学論集 11〔吉川弘文館〕
大日本史料 第五編之二七・第八編之三三・第十一編之十八〔東京大学史料編纂所〕
大日本古文書 家わけ 第十九〔同右〕
大日本古記録 小右記十一・建内記十大日本近世史料 市中取締類集十七・幕府書物方日記十七・細川家史料十・近藤重藏蝦夷地関係史料二〔同右〕
日本関係海外史料 オランダ商館長日記 原文編之六〔同右〕
図書寮叢刊 壬生家文書九・夫木和歌抄四〔宮内庁書陵部〕
華族制度資料集〔霞会館〕
華族会館誌 上・下巻〔同右〕
華族制度の研究〔同右〕
泉屋叢考 第21輯〔住友修史室〕
新修日本地震史料 第五巻 別巻五ノ一・二〔東京大学地震研究所〕
江戸時代の入会権と地租改正〔石井良助〕
さいごの捕鯨船〔筑摩書房〕
- 勇魚 上・下〔文芸春秋〕
新札幌市史 第六巻
合浦山水観〔弘前市立弘前図書館〕
〔岩手県〕千厩町史 第二巻
天童市史 中巻
米沢市史 資料編 4
米沢市史資料 第19号
〔福島県〕山都町の文化財 第二集
小山市史 通史編 III
〔群馬県〕笠懸村誌 下巻
草加市史 民俗編
〔埼玉県〕三芳町史 通史編
本土寺過去帳地名総覧〔上・下〕
〔我孫子市教育委員会〕
東京・八王子市市石川天野遺跡1984年度調査〔八王子市石川天野遺跡調査会〕
葛飾区古文書史料集 一〔葛飾区教育委員会〕
葛飾区金石文〔記念碑梵鐘等〕調査報告〔同右〕
江戸川ブックレット No.2・3〔江川川区教育委員会〕
須原家文書 5〔同右〕
平塚市民俗調査報告書 6〔平塚市博物館〕
藤沢山日鑑 第五巻〔藤沢市文書館〕
- 座間市史資料叢書 1〔座間市立図書館〕
柏崎市史資料集 古代中世編
〔富山県〕大沢野町誌 現代編
〔福井県〕宮崎村誌〔上中・下巻〕
〔静岡県〕新居町史 第八巻
〔静岡県〕韭山町史 第三巻 下
豊橋市史 第四巻
〔愛知県〕佐織町史 資料編 二
刈谷町庄屋留帳 第17巻〔刈谷市教育委員会〕
愛知の養鶏史〔愛知の養鶏史編さん委員会〕
伊賀善行録〔沖森書店〕
藤井寺市史 第九巻
兵庫県史 史料編中世二
龍野の建築〔龍野市史編集係〕
若杉山遺跡発掘調査概要 昭和61年度〔徳島県博物館〕
香川県史 9
福岡県史 近代史料編農民運動
直方市文化財調査報告書 第8集
大分県史 中世篇Ⅲ・近代篇Ⅲ
野尻町文化財調査報告書 第二集
〔宮崎県野尻町教育委員会〕
沖縄県史料 戦後1
北海道開拓記念館調査報告 第26号
資料解説シリーズ No.9〔北海道開拓記念館〕
帯広叢書 第二十八巻〔帯広市教育委員会〕
- 独楽徒然草〔弘前市立博物館〕
青森県議会史
白石市史 3の(3)
仙台市文化財調査報告書 第77集・第93・97集〔仙台市教育委員会〕
〔秋田県〕比内町史
国典類抄 第五巻〔秋田県立秋田図書館〕
鹿角市史資料編 第十六集
昭和61年度秋田城発掘調査概報〔秋田市教育委員会〕
山形県史 第三巻
村山市史 別巻三
山形市史資料 第71号
荘内史料集 8〔鶴岡市史編集会〕
東根市史編集資料 第21号
〔福島県〕田島町史 第6巻〔下〕
福島市史資料叢書 第50輯
会津藩家世実紀 第十三巻〔家世実紀刊本編集委員会〕
茨城県史料 近代政治社会編Ⅲ・近代産業編Ⅲ
龍ヶ崎市史 別編Ⅱ
北方貝塚〔龍ヶ崎市教育委員会〕
取手市史 石造遺物編・近世史料編Ⅱ・別巻本陣交通史料集
柴田方庵日録撮要〔日立市郷土博物館〕

○第三回近世史料取扱講習会

今年度の近世史料取扱講習会は、

- A 一〇月五日、九日大阪会場（大阪府公文書館）、B 一〇月一九日、二三日東京会場（当館）の両会場で開催される。講習内容は以下の通りである。

- (1) 文書館学序論（当館員） 安澤 秀一
- (2) 史料と歴史研究(A)

A 奈良国立文化財研究所歴史研究室長

鬼頭 清明

B 明治大学文学部教授 高島 緑雄

- (3) 史料と歴史研究(B)

A 東京大学経済学部教授 石井 寛治

B 奈良産業大学経済学部教授

角山 栄

- (4) 民俗

A 千葉大学工学部助教 玉井 哲雄

B 東京工業大学工学部教授

平井 聖

- (5) 史料の補修

A 宮内庁書陵部補師長 古閑 豊

B 宇佐美園宝修理所長 宇佐美直八

- (6) 保存科学

A 東京国立文化財研究所修復技術部第二修復技術研究室長 増田 勝彦

B 東京国立文化財研究所名譽研究員

江本 義理

- (7) 近世史料論Ⅰ（幕藩史料）（当館員）

A 笠谷和比古 B 森 安彦

- (8) 近世史料論Ⅱ（町方史料）（当館員）

A 大藤 修 B 鶴岡実枝子

- (9) 近世史料論Ⅲ（村方史料）（当館員）

A 藤村潤一郎 B 浅井 潤子

- (10) 史料の整理・管理Ⅰ（当館員）

A 山田 哲好 B 原島 陽一

- (11) 史料の整理・管理Ⅱ（当館員）

A 山田 哲好 B 大藤 修

- (12) 史料の整理・管理Ⅲ・Ⅳ（当館員）

A・B 安藤 正人

- (13) 史料の整理・管理Ⅴ（当館員）

A 山田 哲好 B 原島 陽一

- 文書館学研修会

一月三日、一二月四日当館で開催される。研修内容は本号一〇ページ

参照。

- 史料の所在調査

八月五日、七日の間、山口県萩市の

菊屋家文書、八月七日、一九日の間、

岩手県一関市の阿部家文書について実

施。調査概要は本号に掲載。

- 評議員会の開催

本年七月一七日に国文学研究資料館

評議員会議が開催され、管理運営の概

況、昭和六一年度事業報告、同六三年

度概算要求、その他について評議され

た。

- 運営協議員会の開催

本年七月一〇日に国文学研究資料館

運営協議員会議が開催され、管理運営

の概況、昭和六一年度事業報告、同六

三年度概算要求、その他について協議

した。

- 日歴協特別委員会の開催

日本歴史学協会の国立史料館問題特

別委員会が五月二五日に当館で開催さ

れた。所理喜夫特別委員長をはじめ、

片倉比佐子、大石嘉一郎、津田秀夫の

各氏が委員会を開催し、館員との懇談

を含め長時間に及んだ。

- 研修員の受入れ

北海道立文書館小島加代子氏を六月

二日から一三日の間受入れ、史料の整

理・保存等の実務について研修を行な

った。

- 定期刊行物の発行予定

1 『史料館研究紀要』第一八号を本

年九月刊行予定。収載論文は次の通

り。

評定所一座記録からみた「大塩の乱」

森 安彦

主君「押込」慣行の形成課程（二）

笠谷和比古

近世紀州七里について 藤村潤一郎

2 『史料館所蔵史料目録』第四六集

『信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文

書（その二）』、第四七集『紀伊国伊都郡慈尊院村中橋家文書』、第四八集

『相模国大住郡土屋村原家文書』を

来年三月刊行予定。

3 『史料館叢書』10として『近江国鏡

村玉尾家永代帳』を来年三月東京大

学出版会より刊行予定。

4 『史料館報』第四七号（本号）本年

九月）刊行。第四八号は来年三月に

刊行予定。

○文部省科学研究費補助金交付

◇総合研究 A

昭和六二年度四〇〇万円

近世・近代史料所在情報の収集及びそ

の体系化に関する基礎研究

代表者 安澤秀一

○海外出張

安藤正人がロンドン大学ユニバシティ・

カレッジ図書館・情報学科大学院留学か

ら本年八月一六日帰国した。

史料館報 第四七号

昭和六二年（一九八七）九月三〇日

編集・発行

東京都品川区豊町一ノ六ノ一〇

国文学研究資料館内（〒一四二）

国立史料館

電話〇三（七八五）七二二一（代

印刷所

東京都台東区寿三ノ一四ノ五

有限会社 スミダ 電話〇三（八四二）七三三三